

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年3月13日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総総第866号
平成27年3月9日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 小川 智之 様
同 川岸 俊洋 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年度監査報告第1号及び第13号並びに平成26年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>イ 千葉市民ゴルフ振興共同企業体</p> <p>(ア) 収支決算書を適正に作成すべきもの</p> <p>基本協定書第 25 条第 3 項の規定によると、千葉市民ゴルフ振興共同企業体は事業報告書を毎事業年度終了後 30 日以内に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出することとされているが、収支決算書及び出納関係書類を確認したところ、収支決算書に一部の費用の計上漏れや勘定科目の区分誤りなどが見受けられた。</p> <p>千葉市民ゴルフ振興共同企業体においては、収支決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>千葉市民ゴルフ振興共同企業体における収支決算書については、平成 25 年 4 月にスポーツ振興課長から同企業体に対し、収支決算書を適正に作成するよう指導した。</p> <p>これを受け、同企業体は平成 25 年度から、計上する費用及び勘定科目の区分を見直し、収支決算書を適正に作成している。</p>